

# 一般質問通告書

NO.1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成 27 年 2 月 19 日  
東村山市議会 議長 様

議席番号 17 番  
質問者 熊木敏己

## 記

番号	質問の項目と要旨
1	地方創生法の成立による東村山市への影響 について
(要旨)	<p>国と地方の役割を明確にする地方創生関連の2法が成立いたしました。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生法」では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への～云々～と目的が明記されています。2015年度から5年間で取り組む具体策や達成目標を入れた「総合戦略」の策定を規定し、地方公共団体へも実情に応じた自主的な施策の策定と実施を責務としています。また、国民へも施策に協力するよう努力することを規定しています。</p> <p>地方創生について お伺いいたします。</p>
1)	<p>「まち・ひと・しごと創生法」「改正地域再生法」により、地方自治体(当市)では具体的に何をしなければならないのか 伺います。</p>
2)	<p>平成27年度中に、実情に応じた自主的な施策「総合戦略」を策定するよう規定されているとすると、その取り組み方針について 伺います。</p>
3)	<p>策定取組の中では、産・官・学・金(金融)・労(労組)・言(報道)の連携、協同を持つことも聞いているが、当市はどのように取り組んで行くのか 伺います。</p>

# 一般質問通告書

NO.2

質問者 熊木敏己

番号	質問の項目と要旨
2	学校でのアレルギー対応の強化 について
(要旨)	<p>小学生のアレルギーによる死亡事故などを受け、近隣でも病院とのホットラインを整備する市が増えて来ています。</p> <p>公立昭和病院でも、生徒や児童が校内でアレルギー症状を発症した場合、学校から直接小児科医の専用PHSに連絡でき、症状や緊急搬送受け入れの相談が出来るホットラインを整備し、小平市が覚書を交わしたとの報道もありました。近年では、食事が原因とは言い切ることのできない新しいケースもあると云われ、予想できない事態に的確・迅速に対応するため体制強化が必要と考え、お伺いいたします。</p>
1)	実際にアレルギー症状が起きたり、エピネフリンを使用するような事例は起きているか伺います。
2)	幼・保・小・中学校における食物アレルギー対応(マニュアル)について、学校保健会等、東京都から出されているガイドライン等に添って行なっていると記憶しているが、東村山市として独自のマニュアル作成予定はないか伺います。
3)	多摩北部医療センターの医師による研修会といった連携ということもあったように記憶していますが、事例に対しての具体的な取組状況を伺います。
4)	昭和病院とも連携し、緊急時体制の強化を計る考えはないか伺います。